

令和 6 年 第 9 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和6年9月25日（水）

色麻町農業委員会進行録

令和6年9月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 地	菅 原 隆 行
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 地	阿 部 きよ子
5	農 政	佐々木 範 雄
6	農 政	佐 藤 勝
7	農 政	堀 籠 慶 浩
8	農 政	武 田 公美子
9	農 政	齋 條 仁 美
10	農 地	早 坂 孝 悦
11	農 地	大 泉 貞 行
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 11名 ・ 欠席委員 1名

・会議録書記 千 葉 達 ・ 事務局長 山 崎 長 寿

議決事項 議案第23号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第24号 農地法第4条に規程による許可申請の意見決定について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
議案第26号 非農地証明願について

議 長	皆様、大変ご苦労様です。 定刻でございますので、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は11名です。 定足数に達しておりますので、第9回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
議 長	それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	それでは、8番 武田公美子 委員、9番 齋條仁美 委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・ それでは、議事に入ります。
議 長	議案第23号、農地法第3条の規定による許可決定について、を議題いたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	議案第23号、農地法第3条の規定による許可決定について。 農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規程により、許可決定するため審議されたい。 記書きにつきましては、省略させていただきます。
議 長	おはかりいたします。 番号16番から21番につきましては、太陽光発電施設の下部で営農を行う、令和3年10月から令和6年10月までの3年間の許可期間が満了することによる再許可の申請となります。 渡人と受人が同一であり、かつ、申請地につきましても同一地番における賃貸借権の設定及び区分地上権の設定であり、関連がありますので一括審議とし、採決は番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	ご意義なしと認めます。 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号16番、権利の種類、賃貸借権、渡人、〇〇さん、受人〇〇株式会社代表取締役 〇〇さん、申請地、高城字新伊勢堂〇番地、高城字新八幡〇番地、外〇筆、高城字新谷地〇番地、外〇筆、高城字新稻荷〇番地、及び高城字新岡〇番地、地目田、地積〇〇㎡のうち〇〇㎡、これにつきまして、〇

m²、は、この後の5条の申請分の面積を引いた分の面積になりますのでずれがあります。申請事由につきましては記載のとおりでございます。

番号17番、権利の種類、地上権、渡人、〇〇さん、受人、株式会社〇〇代表取締役 〇〇さん、申請地、高城字新八幡〇番地、外〇筆、地目田、地積〇〇m²、申請事由につきましては記載のとおりです。

番号18番、権利の種類、地上権です。渡人、受人につきましては、番号17番と同様です。申請地、高城字新谷地〇番地、外〇筆、地目田、地積〇〇m²、申請事由につきましては記載のとおりです。

番号19番、権利の種類、地上権、渡人、受人につきましては、番号18番と同様です。申請地、高城字新稲荷〇番地、地目田、地積〇〇m²、申請事由につきましては記載のとおりです。

番号20番、権利の種類、地上権、渡人、受人につきましては、番号19番と同様です。申請地、高城字新伊勢堂〇番地、地目田、地積〇〇m²、申請事由につきましては記載のとおりです。

番号21番、権利の種類、地上権、渡人、受人につきましては、番号20番と同様です。申請地、高城字新岡〇番地、地目田、地積〇〇m²、申請事由につきましては記載のとおりです。

申請内容は、引き続き〇〇さんの当該農地〇〇m²に株式会社〇〇が営農型太陽光発電事業を行うことを目的として、区分地上権を設定するものでございます。

また、〇〇m²から離農型太陽光発電施設の支柱部分等にあたる〇〇m²を除く〇〇m²につきましては賃貸借権を設定し、引き続き〇〇県〇〇市に本社を置く〇〇株式会社が耕作を行うもので、栽培予定作物はさつまいも、単収見込みは10アール当、〇〇キロとなっておりますが、3年間の実績では達成されておられません。

一時転用許可の期間満了後における取り扱いに関するガイドラインでは、「転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。」とされています。

次に太陽光発電施設の設置者である株式会社〇〇であります。〇〇市〇〇に本店を置き、米穀販売及び小売業、ショッピングセンターの経営などをはじめ、太陽光発電を含む売電システムの企画、立案及び販売工事、更にはエネルギー事業の運営、保守、点検、管理事業等も行っている事業者です。引き続き区分地上権の設定は、ソーラーシェアリングによる太陽光発電施設の設置を目的にするものです。

なお、議案第23号関係資料をご確認いただきご審議願います。

議長

内容の説明が終わりました。

現地確認の報告を4番 阿部きよ子 委員よりお願いします。

阿部委員

それでは、番号16番から番号21番について、現地確認の報告をいたし

ます。

去る 9 月 10 日、堀籠会長、佐々木委員、佐藤委員、それと私と千葉主査の 5 名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局の説明したとおりであります。確認事項は、申請農地の利用状況及び管理状況であります。8 月 26 日の農地パトロールの際にも委員皆様と確認しましたが、周辺農地へ支障もなく管理されていきました。パトロール当日には、太陽光設置事業者並びに営農事業者に対し定期的に除草作業を行う旨もお伝えしておりますので、現状から特に問題は無いことを確認しております。

委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議長

ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。

採決に入ります。番号 16 番の賃貸借権の設定についてご発言いただきます。

菅原委員

8 月 26 日の農地パトロールの際一通り見た後の質疑応答に対する是正といえますか、計画書というものは提出されたのでしょうか

事務局長

今回の事業計画並びに申請については、10 日の農家相談日に受付をさせていただきました。その後、県の担当者とヒアリングし、行政書士の〇〇さんと同行させていただいたところ、やはり営農計画の改善計画が必要だということで、現在 27 日までの提出期限で作成していただくように指示を出しております。

菅原委員

どういったことを改善されるのか、教えてください。

事務局長

県の担当者も当日同席させていただきました。県からはさつまいもの単当収量が達していないことに関して、水はけの悪いほ場もあるので、そのまま継続するのか、土壌の管理に関する改善の内容、それから定期的な除草作業についても、今の計画書では不十分なので、状況によって追加するような指示をだされておりました。

議長

県の指示を受けながら進めている状況で、県がどう判断するか、ということになります。

他に、16 番に対していかがですか。

大泉委員

先日、1 番委員が言うように、パトロールしてきたわけですが、今言われたように、今後 3 年間の計画書が提出されたら検討協議するということですが、仮に許可をだして、また来年も今年のような状態だった場合、我々としては改善命令等を出せる法律になっていきますか。

事務局長	5条の分は県知事の許可ということになります。総会で出た意見を意見書として提出する義務になっていますので、これまでの改善計画書の内容、それから総会で出た意見を意見書として提出させていただきます。 3条の分はあくまで農業委員会の許可になりますので、許可書を発行する際に、本日の意見を事業者に提出して指導するという流れになります。
大泉委員	心配されるのは周辺ほ場への影響です。これまでの3年間で、今回初めて草を刈ったほ場の姿を見ました。今までは作物が外から見えない状況だったのですが今後もきちんと管理できるのかということ、不具合があったら指導する、もし受け付けられないなら取り消すことができるという制度であればいいのですが、その辺も意見として加えていただきたい。
事務局長	いただいた意見につきましては、県に提出する申請書にきちんと明記します。 農業委員会としても1年に1回農地パトロールで確認しているし、事務局でも定期的に確認しています。事業者に連絡をし、管理の徹底をお話ししています。周辺農地に支障ないように努めていかなければと考えています。
早坂（孝）委員	農業委員会だけでなく、一般の農家の方も見ていろいろ批判しているわけです。それを農業委員会でまた許可したとなると農業委員会に対する世間の目も厳しくなってくると思います。なので、個人的には許可しない方がいいのではないかと思います。
事務局長	不許可となれば原状復帰になります。その後、〇〇さんがその農地を管理するかどうか、というところまで考えると決断は難しいと思います。その点を十分議論していただいて決定していただければと思います。
佐々木委員	確認なんですけど、農業委員会の総会場で可決される内容ですが、営農型ということにこだわるのでしょうか。例えば、さつまいもを栽培して収量が少なかった、ということを加味しなくてはいけないのか、そうではなくて、周辺に迷惑をかけないように除草をきちんとしているということだけで許可していいのか、というところを確認お願いします。
事務局長	先ほども説明させていただきましたが、これらを許可するかは「営農型に関するガイドライン」に照らし合わせて判断するものになります。下部の農地への営農の状況、いわゆる、さつまいもの収量や肥培管理、周辺農地の除草作業、そういったものをすべて十分に勘案した中で総合的に判断することになりますので、収量がまったくないということだけで判断するのは難しいと思われます。草刈り等、指導しても実行しないのであれば問題ですが、連絡すると対応していただいているので、そういったところも含めて判

断してください。そして、許可しないとなった場合はその理由が事業者を納得させられる内容であれば何の問題もないと思います。

鎌田委員 申請手続きは法に則っているものなので、だめだといっても県が認めている状況なので通るんでしょうが、さつまいもの収量とか、本当に収穫しているのか、その辺も疑問に思うところもあるので、収穫している写真や草刈り等、管理状況の写真の提出は可能なのでしょうか

事務局長 写真の提出はあります。

鎌田委員 我々が目で確認できるものを強制的に提出してもらうことは可能ですか。

事務局長 可能です。
販売証明書、売れば領収書・請求書がありますので、それを提出求めることは可能です。

鎌田委員 ほ場から本当に収量があがっているかどうか、その辺を確認できれば我々としても納得できる一因になるのではないかと思います。報告書の提出を加えていただければと思います。

早坂（成）委員 当地区の問題でもありまして、3年前に初めての営農型太陽光ということで、許可を出さないようにしようという話もでたが、事務局長が言ったように〇〇さんが管理できるのかという不安もあるので、状態を踏まえながら許可するしかないのかと考えます。

阿部委員 私たちは農地を守るということで、〇〇さんが草を刈れる状態ではないのであれば、このまま農地を他の人に守ってもらうということでこのまま許可して、県にすべてのデータが提出されるのであれば県から指導してもらい、私たちは見守る立場を徹底するしかないと思います。

佐藤委員 議案は一括だと思うのですが、良いところと悪いところがあると思います。問題があるところに関しての指導があるとは思いますが、良いところに関してまでだめだというのは難しいと思うのでその辺を踏まえて話し合ったほうがいいと思います。

議長 皆さんからいろいろな意見が出ましたが、3年間は履行しました。今後3年間は皆さんの意見を受人に提議しながら許可を出すことにするというのはどうでしょうか。

菅原委員 賛成です。

齋條委員	今後３年間、またできるわけなのですが、収穫と売上の数字はごまかしもきくので、間違いなくここの畑から収穫されたものだという証明、例えば写真とかすべての領収書等を提示してもらえればいいと思います。
早坂（孝）委員	収穫の時に立ちあわせてもらうのはどうですか。焼き芋用のさつまいもを作るということなので、それにふさわしいものが作れたのかどうかを確認するのはどうですか。
議 長	今出た意見を許可出すにあたって明示してもらおうということでいかがですか。
議 長	【「異議なし」の声あり】 それでは番号１６番については、可と決めますが、条件を付してということではよろしいですか。
議 長	【「異議なし」の声あり】 続きまして、番号１７番の地上権の設定についてご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】 全員賛成ですので、番号１７番については、可と決しました。 続きまして、番号１８番の地上権の設定についてご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】 全員賛成ですので、番号１８番については、可と決しました。 続きまして、番号１９番の地上権の設定についてご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】 全員賛成ですので、番号１９番については、可と決しました。 続きまして、番号２０番の地上権の設定についてご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】 全員賛成ですので、番号２０番については、可と決しました。 続きまして、番号２１番の地上権の設定についてご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】

議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号 2 1 番については、可と決しました。
議 長	以上で、議案第 2 3 号、農地法第 3 条の規定による許可決定については、原案のとおり決しました。
議 長	次に議案第 2 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について、を議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	議案第 2 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について。 農地法 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の（４）のアの規程により、意見を決定するため審議されたい。 記書きにつきましては、省略させていただきます。
議 長	事務局より、番号 1 番の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 1 番、本申請は集合住宅の建築に係る申請でございます。申請者、大字下新町北〇番地 〇〇 さん、申請地 大字上新町〇〇番地、地目山林、現況地目田、地積〇〇㎡、申請内容につきましては、自己所有地への集合住宅 〇棟を建築、A 棟〇戸、B 棟〇戸、C 棟〇戸、計〇戸で〇〇㎡、駐車場〇台分で〇〇㎡、その他通路等で〇〇㎡、合計で〇〇㎡でございます。 議案資料に現地写真があると思うのですが、こちらの一番最初の写真、畦畔がありますが、下の田んぼも同じ質になります。今、総地積〇反位あるのですが、畦畔を境に上の分を分筆中ということで、分筆する面積が〇〇㎡、ということになります。農振法では、農振農用地の外ですが 1 種農地となっております。農地区分は第 1 種農地で区分根拠につきましては及び農地転用許可基準の運用で第 2 の 1 のイの e で集落に接続して設置されている農地となっております。この田の周辺については〇〇地区の集落に接続しておりますので、特段 10ha の真ん中に位置しているわけではなく、集落の活性化を図る意味でも許可の範囲内であるということになります。今日の段階では分筆後の登記公図、全部事項証明書は添付されておきませんが、確定面積ということなので、県に申請書を提出するまでには準備できるということです。 それから、議案第 2 4 号資料の許可申請書、事業計画概要書、位置図についてお示しさせていただいています。現在この圃場〇〇㎡については、〇〇さんと賃貸借契約を結んでおり、本日可と決すれば、新たにこの部分の面積を差引いたもので再設定という流れになります。その他各資料をご覧ください。

	きご審議願います。
議 長	内容の説明が終わりました。 それでは、現地確認の報告を 5 番 佐々木範雄 委員よりお願いします。
佐々木委員	それでは、議案第 2 4 号、番号 1 番について現地確認の報告をいたします。 現地確認日及び確認者は議案第 2 3 号、番号 1 6 番から 2 1 番の報告と同様です。 申請農地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりです。 確認の結果、集合住宅三棟を建築することにより周辺農地への営農条件に影響はあるか等を確認しましたが特に問題はないものと見ております。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議 長	ご苦勞様でした現地確認の報告が終わりました。 それでは採決に入ります。番号 1 番についてご発言をいただきます。
早坂（孝）委員	アパートを建てた場合の運営は〇〇さんが個人でするのですか。
事務局長	家主は申請者とお聞きしております。家主というか管理人です。
菅原委員	「事業計画書概要」中 8 番、他法令関係で、「色麻町土地開発指導要綱」に伴う事前協議中、と、水道について建設水道課と協議中と二つの協議中の項目がありますが、こういった内容を協議中なのか、直接農業委員会とは関係ないかもしれませんがご存じでしたら教えてください。
事務局長	「色麻町土地開発指導要綱」に伴う事前協議ですが、これは企画財政課との協議になりまして、この建物がこの場所に建ったことによって周辺に影響がでないかなどの協議を進めています。建設水道課につきましては、上下水道の本管の敷設については町の立会いが必要になるので、位置等を確認しながら、設計通り本管につなげられるか等の協議をしているところです。
議 長	そのほか、ございますか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号 1 番については、可と決し宮城県知事あてに意見

を付して進達いたします。

議長 以上で議案第24号農地法第4条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり決しました。

議長 次に議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について、を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について。農地法関係事務処理要領第4の1の(4)のアの規程により意見決定するため審議されたい。
記書きにつきましては、省略させていただきます。

議長 おはかりいたします。
番号3番から7番につきましては、議案第23号で審議した営農型太陽光発電施設に関する一時転用で、渡人及び受人が同一であり関連がありますので一括審議とし、採決は番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認めます。
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号3番、権利の種類、賃貸借権設定、有償、渡人、〇〇さん、受人、株式会社〇〇代表取締役 〇〇さん、申請地、高城字新八幡〇番地外〇筆、地目田、地積〇㎡の内〇㎡でございます。この転用につきましては、太陽光パネルの架台支柱〇本〇㎡、それからフェンスの支柱〇本〇㎡という面積の賃貸借権設定でございます。

番号4番、権利の種類、賃貸借権設定、渡人、受人は3番と同様です。申請地、高城字新谷地〇番地外〇筆、地目田、地積〇㎡の内〇㎡、太陽光パネルの支柱が〇本、フェンス支柱が〇本ということになります。

番号5番、権利の種類、賃貸借権設定、渡人、受人は4番と同様です。申請地、高城字新稲荷〇番地、地目田、地積〇㎡の内〇㎡、太陽光パネルの支柱が〇本、フェンス支柱が〇本ということになります。

番号6番、権利の種類、賃貸借権設定、渡人、受人は5番と同様です。申請地、高城字新伊勢堂〇番地、地目田、地積〇㎡の内〇㎡、太陽光パネルの支柱が〇本、フェンス支柱が〇本ということになります。

番号7番、権利の種類、賃貸借権設定、渡人、受人は6番と同様です。申請地、高城字新岡〇番地、地目田、地積〇㎡内〇㎡、太陽光パネルの支柱が〇本、フェンス支柱が〇本ということになります。

申請内容は令和３年１０月許可後、許可期間の３年が満了することによる再申請となります。申請地は〇〇さんの自作地である当該農地合わせて〇㎡に株式会社〇〇が営農型太陽光発電施設を設置する際、支柱及び周辺を囲うフェンスの支柱部分に当たる、合わせて〇㎡を一時転用するものであります。

なお、議案第２５号資料をご確認いただき審議いただきますようお願いいたします。

議長 内容の説明が終わりました。現地確認の報告を６番 佐藤 勝 委員よりお願いします。

佐藤委員 それでは、番号３番から７番について、現地確認の報告をいたします。現地確認日及び確認者は議案第２３号、番号１６番から２１番の報告と同様です。

申請農地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりです。

確認の結果、令和３年１０月から現在も営農型太陽光発電施設の下部では、さつまいもを栽培しておりますが、今後も引き続き隣接農地へ支障の無いよう除草作業を含めた管理を徹底するように農地パトロール時に北部振興事務所からも設置者及び下部営農者に指導しております。

今回の許可申請は再申請であり設置者及び下部営農者には「適切な管理」を行うよう、今後も引き続き農業委員会の指導を行うことで、やむを得ないものと判断いたしました。

委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議長 ご苦労様でした現地確認が終わりました。採決に入ります。番号３番についてご発言いただきます。

武田委員 太陽光を設置するのは株式会社〇〇さん、さつまいもを栽培するのは農地所有適格法人〇〇さんでよろしいですか。

事務局長 そのとおりです。

武田委員 管理はどうしているのですか。

議長 営業所のようなものが松島にあり、管理を担っているということです。そのほか、ございますか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	【全員「挙手」あり】
	全員賛成ですので、番号3番については可と決しました。 続きまして、番号4番についてご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】
	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】
	全員賛成ですので、番号4番については、可と決しました。 続きまして、番号5番についてご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】
	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】
	全員賛成ですので、番号5番については、可と決しました。 続きまして、番号6番についてご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】
	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】
	全員賛成ですので、番号6番については、可と決しました。 続きまして、番号7番についてご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】
	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】
	全員賛成ですので、番号7番については、可と決しました。
議 長	以上で議案第25号農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり決し、宮城県知事あてに意見を付して進達いたします。
議 長	次に、議案第26号、非農地証明願について、を議題といたします。 事務局より、朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	議案第26号、非農地証明願について。 非農地証明願を受理したので当該土地を確認した結果、農地法第2条の第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議されたい。
議 事	番号7番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

務局長 番号7番、当該農地は農用地区域外にある農地で土地の住所、高城字上ノ原〇番地、地目畑、現況宅地、地積〇㎡、申請内容につきましては、平成2年4月24日宮城県古農指令第61号で農地法第5条の規定による許可申請で居宅新築を計画しましたが、その後、当該計画が白紙となり現在に至っております。農地法第5条の許可決定の取り下げは令和6年7月に申請し受理されております。

議 長 なお、議案第26号現地写真資料をご確認いただきご審議願います。

議 長 内容の説明が終わりました。現地確認の6番 佐藤 勝 委員よりお願いします。

佐藤委員 それでは、番号7番について、現地確認の報告をいたします。
地確認日及び確認者は議案第23号、番号16番から21番の報告と同様です。
申請農地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりです。
確認の結果、現に畑としての利用は確認されませんでした。
委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。ご発言いただきます。

議 長 【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 【全員「挙手」あり】

議 長 全員賛成ですので、番号7番については、可と決しました。

議 長 以上で、本日附議されました案件については全部終了いたしました。
これをもちまして、第9回色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 9時55分

閉会時刻：午前10時53分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和6年 9月25日

議 長（会長） 堀 籠 勝 恵 ⑩

署 名 委 員 武 田 公美子 ⑩

署 名 委 員 齋 條 仁 美 ⑩

